

環境配慮推進状況評価表（事業種別）

部局名： 環境部

事業種名： 公園・緑地の整備

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

- （1）自然公園内の施設の整備・改修にあたっては、工法や資材選定を工夫するなど、周辺の自然環境に対する負荷をできるだけ少なくする配慮をしている。
- （2）施設の維持管理にあたっては、樹林地・湿地・水辺環境などの多様性の確保に努め、必要に応じて、ボランティア団体や地元住民と協働で維持管理を行っている。
- （3）自然学習施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、指定管理者の持つ専門的なノウハウを活用しながら、自然保護思想の普及啓発に努めている。

2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

- （1）自然学習センター・北本自然観察公園やさいたま緑の森博物館では、ボランティアの協力の協力を得て、森林整備や園路補修、植物調査などを行った。
- （2）自然学習センターでは、一般県民を対象として、定例自然かんさつ会、しぜん工作教室及びクイズラリー・スタンプラリーを開催し、自然について学習し、理解を深めてもらう場の提供を積極的に行った、
- （3）狭山丘陵いきものふれあいの里センターでは、教育機関等の環境学習への支援として、小・中学校等からの依頼を受け、環境学習プログラムの提供や職員派遣を実施したするとともに、自然学習のため、ウォーキングや自然観察会等を行った。

3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

- （1）施設の整備、改修にあたっては湿地の保全など、周辺の自然環境に対する負荷をできるだけ少なくする工法を用いるなど配慮していくとともに、樹林地や、湿地の維持管理に際してはボランティア団体や地元住民との協働をさらに進めていく。
- （2）指定管理者の専門的なノウハウを活用し、自然学習施設における自然観察会や体験講座の充実を図り、自然保護思想の普及啓発を推進する。

4 課題

（環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。）

施設によっては、整備後、相当の年数を経ており、老朽化が進んでいる。安全性を考慮し、優先度の高いものから修繕等に対応しているが、施設の更新も視野に入れた対策を検討する必要がある。

5 事業一覧

(様式第 1 号により個別評価を行った事業を列挙する。)

別表 - 2 のとおり

別表 2

個別評価事業一覧

事業年度：令和5

部局名：環境部

事業種名：公園・緑地の整備

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	自然学習センター・北本自然観察公園管理運営	管理段階	31	31	100	5
2	さいたま緑の森博物館管理運営	管理段階	31	31	100	5
3	狭山丘陵いきものふれあいの里センター管理運営	管理段階	31	31	100	5
	合計		93	93		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 環境部 課・所・室名 みどり自然課

事業の種類	公園、緑地の整備	事業名	自然学習センター・北本自然観察公園管理運営
事業の規模	北本自然観察公園 27,1ha	実施場所	自然学習センター・北本自然観察公園
計画期間		段階	管理段階
事業の概要：自然学習センターと北本自然観察公園と一体的な利用を図りながら、自然とのふれあいや学習の場として活用する。 平成18年度から指定管理者による管理・運営が行われている。 令和5年度 埼玉県自然学習センター利用者数 85,249人 令和5年度の主な事業実績 ○イベント実施回数/参加人数 ・定例自然かんさつ会 118回/1,304人 ・ホテル解説ナイト 18回/2,761人 ・クイズラリー 138回/2,652人 ○団体対応 137団体/6,472人			

※別表 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

<p>特に配慮した事項</p> <p>一般県民を対象として、定例自然かんさつ会、しぜん工作教室及びクイズラリーやスタンプラリー等を開催し、自然について学習し、理解を深めてもらう場の提供を積極的に行った。</p> <p>令和5年度は、児童に対する環境教育プログラムの提供、保育士・幼稚園教諭のための自然体験講座の開催、森林セラピーガイド養成講座の共催、博物館実習やインターン受入れ等指導的役割を担う人材育成を実施した。</p> <p>その他、ボランティアの協力を得て、森林整備やビオトープ見本園の管理、希少種のための草地管理などを実施した。</p>
<p>配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項</p>

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 4 公園、緑地の整備に関する環境配慮方針

事業名	自然学習センター・北本自然観察公園管理運営
-----	-----------------------

地域別	丘陵・台地地域
-----	---------

配慮時期	管理段階
------	------

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	4	緑地率の向上を推進する施設計画に努める。		
	5	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。		
	2	蓄電池等の導入を図る。		
	3	コージェネレーションの導入を図る。	—	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。		
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6	交通流の整序化を図る。	—	
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	—	
	8	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		

	9	ノンフロン製品等の導入を図る。		
	10	建物の断熱化を図る。		
	11	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	13	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	✓
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。		
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		

	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	✓
	7	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	✓
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。		
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。		
	5	節水機器の採用に努める。		
	6	透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。		
	7	地盤沈下対策を適切に実施する。	—	
	8	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
	9	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	✓
	10	公共下水道の導入を図る。	○	✓
	11	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓

個別事項	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	✓
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。		
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。		
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		
	4	児童や県民等への学習の場を創出する。	○	✓
	5	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	✓

合計	
(a)	(b)
31	31

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率(%) = $b \div a \times 100$

実施率
100.0%

【総合評価の評価基準】

5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70%以上である。

2：実施率が、50%以上70%未満である。

1：実施率が、50%未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 環境部 課・所・室名 みどり自然課

事業の種類	4 公園、緑地の整備	事業名	さいたま緑の森博物館管理運営
事業の規模	さいたま緑の森博物館 85.5ha	実施場所	さいたま緑の森博物館 (県立狭山自然公園内)
計画期間		段階	管理段階
事業の概要： 狭山丘陵の自然を保全するとともに、自然とのふれあいの場として活用する。 平成18年度からは、指定管理者による管理、運営が行われている。 令和5年度 さいたま緑の森博物館利用者 33,003人 令和5年度の主な事業実績 イベント 67回 2,275人 団体等受入 延べ93団体 2,029人			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

一般県民を対象として、食育体験教室や自然観察会などの開催や、当日参加型のガイドウォークを実施することで、身近な自然にふれあえる場の提供を積極的に行った。また、幼児を対象とした里山ようちえんや小学3～6年生を対象の「わくわく子ども里山キャンプ」の開催、近隣の小学生による絵画展を実施した。

また、令和5年度は団体利用に関する周知に引き続き注力し、93団体、2,029人を対応した。博物館実習やインターンの受け入れ、学生や企業の調査研究にも積極的に協力した。

あわせて、ボランティア団体の協力を得て植物調査や希少種の調査、樹林地管理の実施を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 4 公園、緑地の整備に関する環境配慮方針

事業名	さいたま緑の森博物館管理運営
-----	----------------

地域別	丘陵・台地地域
-----	---------

配慮時期	管理段階
------	------

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	4	緑地率の向上を推進する施設計画に努める。		
	5	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。		
	2	蓄電池等の導入を図る。		
	3	コージェネレーションの導入を図る。	—	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。		
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6	交通流の整序化を図る。	—	
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	—	
	8	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		

	9	ノンフロン製品等の導入を図る。		
	10	建物の断熱化を図る。		
	11	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	13	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該 当	実 施
個 別 事 項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該 当	実 施
個 別 事 項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	✓
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。		
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		

	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	✓
	7	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	✓
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。		
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。		
	5	節水機器の採用に努める。		
	6	透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。		
	7	地盤沈下対策を適切に実施する。	—	
	8	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
	9	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	✓
	10	公共下水道の導入を図る。	○	✓
	11	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓

個別事項	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	✓
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。		
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。		
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		
	4	児童や県民等への学習の場を創出する。	○	✓
	5	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	✓

合計	
(a)	(b)
31	31

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
100.0%

【総合評価の評価基準】

5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3 : 実施率が、70%以上である。

2 : 実施率が、50%以上70%未満である。

1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 環境部 課・所・室名 みどり自然課

事業の種類	公園、緑地の整備	事業名	狭山丘陵いきものふれあいの里管理運営
事業の規模	狭山丘陵いきものふれあいの里 40.7ha	実施場所	いきものふれあいの里 (県立狭山自然公園内)
計画期間		段階	管理段階
事業の概要： 県立狭山自然公園の利用の拠点としていきものふれあいの里事業を展開 平成18年度からは指定管理者による管理、運営が行われている。 令和5年度 狭山丘陵いきものふれあいの里センター利用者30,949人 令和5年度の主な事業実績 自然観察会 16回 230人 里山体験講座 5回 88人 団体解説対応等 156回 12,194人			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ①里山の暮らしや年中行事等の地域の文化・習俗を体験する講座の開催
 ネイチャークラフトや昔の里山の文化・習俗を学び実践することを目的に、地元講師を招き体験講座を実施した。【5回 88人】
- ②教育機関等の環境学習への支援
 小・中学校等からの依頼を受け、環境学習プログラムの提供や職員派遣を実施した。
 【156団体 12,194人】
- ③地域企業、市との連携
 狭山丘陵の自然を知っていただくため、ウォーキングや自然観察会、展示等を実施した。
 【11回 6,451人】

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 4 公園、緑地の整備に関する環境配慮方針

事業名	狭山丘陵いきものふれあいの里センター管理運営
-----	------------------------

地域別	丘陵・台地地域
-----	---------

配慮時期	管理段階
------	------

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	4	緑地率の向上を推進する施設計画に努める。		
	5	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。		
	2	蓄電池等の導入を図る。		
	3	コージェネレーションの導入を図る。	—	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。		
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6	交通流の整序化を図る。	—	
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	—	
	8	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		

	9	ノンフロン製品等の導入を図る。		
	10	建物の断熱化を図る。		
	11	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	13	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	✓
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。		
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		

	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	✓
	7	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	✓
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。		
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。		
	5	節水機器の採用に努める。		
	6	透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。		
	7	地盤沈下対策を適切に実施する。	—	
	8	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
	9	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	✓
	10	公共下水道の導入を図る。	○	✓
	11	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓

個別事項	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	✓
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。		
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。		
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		
	4	児童や県民等への学習の場を創出する。	○	✓
	5	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	✓

合計	
(a)	(b)
31	31

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
100.0%

【総合評価の評価基準】

5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3 : 実施率が、70%以上である。

2 : 実施率が、50%以上70%未満である。

1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。